

## 巻 頭 言

# 畜産物の価格安定について

蔵 知 毅

畜産物の価格安定に関する法律が制定され、畜産振興事業団が発足して、遅ればせながら、畜産物の価格の安定が図られるようになったことは、畜産の発展の上に洵に結構なことである。生産物が安心して売れること位、農家にとって有難いことはない。昔から豊作貧乏と云うことが云われていて、農作物が増産されることは即ち農産物の価格の低下に連れて、農家は絶えず不安な気持ちに追いやられたものである。米の自由販売が反対されることもここに原因があるわけである。食糧管理特別会計の赤字が増大するというので、よく問題にされるが、これで農業経営が安定するのであれば已を得ないのではなかろうか。

畜産が成長産業として大きく採り上げられ、農業振興の一翼を担うようになって来たが、今までの消費状況からみれば、牛乳にしても、豚肉にしても、卵にしても一寸増産されるとすぐ生産費を割る様な価格に下落してしまうので、安心して増産できなかったわけである。尤も今までは畜産は殆んど副業的畜産であって、農業経営との結びつきも薄く、経営的にも不安定であったために一層この傾向が強かったわけである。しかし最近の畜産は所謂自立経営をめざしたものであり、経営基盤も確立して来たので、

次第に安定しつつあるが、そこへ今回の法律が制定され、その手始めに豚肉対策が講ぜられ、下位価格を決定して、無制限に買上げが実施されることは、何んと云っても1つの大きな朗報であり、我が国農業の一大進歩であると云うことができる。将来必要があれば牛肉、乳製品、卵にも適用されるのであるから、洵に有難いことである。然しこのような対策が講ぜられても、個々の農家の経営規模なり、内容が改善されなければ、畜産も決して儲かる産業にはならないわけである。

今回の法律の制定を機会に更に各部門に検討を加え、飼料の自給を図り、安定した畜産経営を行なうように心掛けたいものである。